



様式第2号

令和3年 // 月 夕 日

坂戸市議会議長 様

会派名 立憲民主・社民の会

代表者名 武井 誠



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和3年10月15日(金) 午後1時30分～3時23分

2 参加者氏名

武井 誠	弓削勇人	中村拓史	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 本会議場	坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告書

- 1 日 時 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分
- 2 行 先 坂戸市役所 本会議場
- 3 研修内容 議会運営の諸課題と議員の倫理について
～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～

4 結 果（参加者意見・感想）

坂戸市議会議員研修会「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」の実施に伴い、研修実施概要を報告する。講師には元全国都道府県議会議長会事務局次長である内田一夫先生を迎え、議員活動全般におけるハラスメント等に関し包括的に研修を受けた。

議員の活動において認識すべき基本原理は、全体の奉仕者として、公正公平であることを常に意識して行動することが重要であるという考え方である。コンプライアンスを遵守することを心がけ、住民から信託された役割を適切に果たすために意識して実践すべき事項が多岐に渡り示され、説明を受けた。

議員は特別職の公務員として、議会の秩序を維持し、贈収賄や斡旋等は禁じられるなど、多種多様な法的責任を有する。また、政治家として選挙区内での寄付が禁じられるなど、公職選挙法を遵守しながら活動すること、また資産等管理における透明性も求められていることが確認された。

そして、議会活動における責任として、常に品位を保持することに努める必要がある。それは、互いの人格を尊重し、議会の言論の府としての機能を保持し、その規則を遵守し、少数意見も尊重しながら活動を行う必要があるということである。議会における発言にも留意すべき事項があり、質疑者は理解しやすい明確な質疑を心がけ、重複する質疑を避け、議会の取り決めや申し合わせ事項を守りながら質疑をする必要がある。

また、議員による質疑と執行部による反問権の関係性についても言及され、本来反問権は質問の論点や争点を明確にするためにあるとされ、議員と首長の議論が適切にかみあうようにすることに意義が認められるとしている。坂戸市議会において、坂戸市議会基本条例第13条において、「市長等は議会の会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て答弁に必要な範囲内で反問することができる。」とされており、反問権が行使されるのは、適切な答弁のために質問の趣旨を明確にすることにあると理解される。

そして、質問通告の意義は、「何を対象に、どのような問題意識で問いたただすのか。」を明らかにして市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行う必要がある。質問の論点や争点を明確にすることは、議員として質問は議員の政治信条を明らかにすることにも繋がり、議員活動の一つの重要な成果として位置づけられるからである。質問の方法にも複数の種類がある。一括質問・一括答弁方式、そして一問一答方式等である。坂戸市議会においては一問一答方式が採用さ

れている。

質問は単に執行部の所信を問いただしたり、事実関係を明らかにすることのみを目的とするのではない。執行部の政治姿勢、所信を明らかにして、それらに基づく政治責任を明らかにしたり、政策における是正及び新しい政策の採用を促すことに意義があるとされている。

また、議員として保つべき政治倫理についても言及された。元来政治倫理とは、代表者としての品位を保ちながら、公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動基準であるとされ、議会活動のみならず、議員活動、選挙活動、私的活動においても遵守しなくてはならないとしており、議員のコンプライアンスの中心として据えられるものである。例えば、寄付行為、政治資金の管理における透明性の向上、そして資産公開などにおいて、「政治と金」に関する諸問題は常に住民代表としての自覚を持ち品行方正なものでなければならない。それらに加えて、口利きの問題、職員人事への介入の禁止、施設入所等の推薦等の禁止、また許認可等の有利な取り扱いの禁止など、議員としての立場を利用して行動規範を逸脱することのないようにしなければならない。

そして、現代社会における情報化に伴い、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用した活動における議員のインターネットリテラシーの向上が求められ、SNSなどを利用したハラスメントの防止及び守秘義務の保持が必要である。SNSは市政や議員活動に関する情報を発信し、住民の声を聞き意見を相互に交換する上では重要なツールとして認められる。発信することにより住民の反応や声を吸い上げることができるが、SNSを議員活動において活用する際には、個人的な誹謗中傷をすることを避け、議員活動において得た個人情報や秘匿すべき情報については公表することを控えなければならないなど、SNSの活用におけるリテラシーの遵守には特に注意が必要である。

また、議員に関するハラスメントへの対応の諸課題についても検討の必要があることが示された。議員の職務における職場の範囲をどのように定義し、議員としての活動と私的な活動をどのように区別すべきか、そして議員が加害者になる場合、また議員が被害者になる場合、いずれにしても相談機関の設置、ハラスメントの再発防止策の策定などが求められている。ハラスメントに関する判断機関の設置に際しては、議会において独自に設けるか、または第三者機関として自治体として専門機関を設置するか検討の必要があるとしている。これは、ハラスメントの客観的な基準を用いた判断が必要であり、基準策定、そして判断の過程において恣意的な判断の余地を認めないような形態の機関及びプロセスが必要であることを意味している。議員同士の関係、議員と市職員の関係、また議員と市民との関係等、議員に関係するあらゆるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント、職場における立場の優位性を利用した精神的な苦痛を与える行為への対策を定める必要性が認められる。

特に、男女共同参画社会基本法の下に、女性の社会進出が求められる現代社会において、議員選挙に立候補する予定の女性候補者などへの有権者や支援者、議員等からのハラスメントについても早急な対策が求められる。性的、または暴力的な言動による嫌がらせを受けたり、SNSやメール等による中傷や嫌がらせ行為、及び年齢、婚姻状況や出産育児などプライベートな事柄についても批判、中

傷の対象になるとされていることから、こうした事例を研究し、徹底した対策を講じることにより、政治の分野においても男女共同参画社会を構築することができると思う。

最後に、今回の研修会により、議員として常に品行方正な政治姿勢をもって議員活動に取り組み、ハラスメントへの対応については今後さらに検討を重ね、健全な政治活動、そして健全な議会運営を維持するためにより一層の努力が必要であることが認識できた。